

太田市市章の使用に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市章（平成17年太田市告示第91号）の適正な管理を図るため、市章の使用（電磁的記録における使用を含む。以下同じ。）に係る取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 市章の権利の一切は、市に帰属するものとする。

(使用の原則等)

第3条 市は、市章の使用に当たっては、その意義を失わせることなく、適正かつ慎重に行わなければならない。

2 市は、市章を次に掲げるものに使用するものとする。

- (1) 条例その他の規程により市章の表示が定められているもの
- (2) 市の公式行事に関するもの
- (3) 表彰状、感謝状その他これらに類する公文書
- (4) 市の広報、ホームページその他の広報媒体
- (5) 市が発行する印刷物等
- (6) 特別職の職員（非常勤の者を含む。）の身分等を証明するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市の施策を遂行し、又は職員が職務に従事する上で、市長が必要と認めるもの

(市以外のものの使用)

第4条 市以外のものが、市章を使用しようとするときは、市章使用承認申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、次の各号に掲げるもののいずれかに該当すると認めるときは、市章使用承認決定通知書（様式第2号）により、該当しないと認めるときは、市章使用不承認決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

- (1) 市の施策を推進する上で有益であると認められるもの
- (2) 市が共催、後援又は協賛をしている事業等に使用するもの

- (3) 国又は他の地方公共団体が使用するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めるもの
(承認内容の変更)

第5条 前条第2項の規定による承認の決定を受けた者は、当該承認の決定を受けた内容を変更しようとするときは、速やかに市章使用変更承認申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、前条第2項各号に掲げるもののいずれかに該当すると認めるときは、市章使用変更承認決定通知書(様式第5号)により、該当しないと認めるときは、市章使用変更不承認決定通知書(様式第6号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第6条 市長は、第4条第2項及び前条第2項の規定による承認の決定を行った後において、当該承認の決定に係る使用が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、これを取り消すことができる。この場合において、当該承認の決定を受けた者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められる場合
- (2) 自己の商標又は意匠とする等の独占的に使用する場合
- (3) 営利を目的として使用する場合
- (4) 市の事業であるかのような誤解を招くおそれのある場合
- (5) 政治活動又は宗教活動に使用されるおそれのある場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が市章の使用を著しく不当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により承認の決定を取り消したときは、市章使用承認決定取消通知書(様式第7号)により、第4条第2項及び前条第2項の規定による承認の決定を受けた者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。